

小委員会の設置について（案）

住宅審議会における円滑な審議に資するため、専門的、機動的、効率的な検討を行うため、下記の小委員会を住宅審議会運営規程第6条の規定に基づき設置する。

※ 住宅審議会運営規程第6条

「審議会又は部会は、必要があると認めるときは、特定の事項を調査審議させるため、小委員会を置くことができる。」

■ 今後のマンション管理のあり方検討小委員会

委員長	安田 丑作	（住宅政策）
委員	檜谷 美恵子	（住宅計画）
	清水 陽子	（都市・まちづくり）
	野崎 隆一	（まちづくり）
	柴田 眞里	（行政法）

また、以下の団体からマンション管理の実務に精通した者を追加する。

森口 二郎	（(一社) 兵庫県マンション管理士会 会長）
藤岡 亨	（(一社) マンション管理業協会関西支部 事務局長）
高橋 勇	（NPO 法人マンション管理支援の関住協 世話人代表）
濱本 聡	（和田興産株式会社 常務取締役）

※ 住宅審議会運営規程第3条

「会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。」